

可見市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

No	サービスの種類	質問概要	質問内容	回 答	回答日
1	介護予防型デイサービス	サービスの利用回数	サービスの利用回数に制限はあるか。	ひと月の利用回数は次のとおりです。 ・事業対象者、要支援1は、1回／週で最大5回／月 ・要支援2は、2回／週で最大10回／月	2024 5/14
2	介護予防型デイサービス	サービスの利用回数の変更	月の途中で利用回数を増減した場合は、日割り計算をするのか。	算定単位をひと月（定額報酬）としているため、日割り計算はしません。ただし、休業等事業所の都合によりサービスを提供できなかった場合は、日割り計算をしてください。	5/14
3	介護予防型デイサービス	送迎減算	利用者が体調不良等で休んだ場合は、送迎減算を適用する必要があるのか。	通所型サービスにおいて、体調不良等で休まれた場合など利用者の都合によりサービスを利用しなかった場合は、送迎減算は適用されません。	5/14
4	介護予防型デイサービス	送迎減算	行きは、利用者の家族が事業所へ送ってきた。帰りは事業所と利用者のご自宅が比較的近いため徒歩で送り届けた。この場合、帰りは送迎減算を適用する必要があるのか。	この場合、行きは家族が送ってきたため、片道分（△47）の送迎減算が適用されます。帰りは、事業所のスタッフが徒歩で送り届けているため送迎減算は適用されません。 なお、サービス利用者が事業所まで歩いて来た場合も送迎減算が適用されます。	5/14
5	介護予防型デイサービス	送迎減算	要支援1の利用者のサービス提供回数は月によって5回となるが、システムに入力すると「上限に達している」と表示される。5回目の利用については、送迎減算は適用されないということか。	事業所が送迎を行わなかった場合は、その都度送迎減算（片道△47）が適用されます。家族等による送迎の可能性がある場合は、通所介護計画書に明記してください。	5/14
6	介護予防型デイサービス	通所型独自サービス 同一建物減算1・2	通所介護計画では週2回通所することになっている要支援2の利用者は、結局週1回しか利用しなかったの で、通所型独自サービス同一建物減算1（△376）で算定して良いか。	定額報酬のため、算定項目の条件は「要支援2」が適用されます。通所型独自サービス同一建物減算2（△752）で算定してください。	5/14

可児市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

No	サービスの種類	質問概要	質問内容	回 答	回答日
7	介護予防型デイサービス	運動器機能向上加算	運動器機能向上加算が廃止され、基本報酬に包括化されたが、加算の算定にこれまで必要であった要件に対する対応は必要なくなり、評価・計画書の作成、モニタリングなどは行わなくてもよいという解釈でよいか。	基本報酬に包括化されたことにより、運動器機能向上加算に必要な要件の対応が全く必要なくなったということではなく、ケアマネジメントが必要な方であればこれまで通り計画書の作成やモニタリングなどご対応ください。	5/14
8	訪問介護	ヘルパーの訪問回数の変更	月の途中で利用回数を増減した場合は、日割り計算をするのか。	算定単位をひと月（定額報酬）としているため、日割り計算はしません。利用回数の増減について計画書に反映し、翌月から変更してください。	5/14
9	介護予防型デイサービス	月途中の区分変更に係る給付管理	要支援Ⅰの認定を受けていたが通院のためサービスを利用していなかった。月途中に要支援Ⅱになりサービスの利用を開始した。要支援Ⅱになった月について、要支援Ⅰでの利用がなかった場合の当該月の請求はどうなるか。	要支援Ⅰの期間については、サービスの利用がないため請求できません。要支援Ⅱの期間について、日割りで算定してください。	2025 1/8
10	介護予防型デイサービス	通所リハの半日利用について	通所リハの利用は基本Ⅰ日だが、Ⅰ日は本人の負担が大きいため半日利用とし、通所を継続したい。そのような運用は可能か。	通所リハの目的は運動機能及びADLの維持、向上を目的としていることから、ご本人のためには短い時間であって実施することが望ましい。本人の希望による場合で、本人や家族、事業所の同意を経て計画・実施するのであれば問題ありません。ただし、単位の減算は行いません。	1/10
11	介護予防型デイサービス	送迎減算	利用者宅が事業所と非常に近いため、利用者が送迎ではなく徒歩で行きたいと言っている。危険だから送迎すると提案しても受け入れてもらえない。事業所から見守りするので、送迎減算は適用しなくてよいか。	事業所から見守りをするだけでは、送迎とみなすことができないため、送迎減算が適用されます。	4/9

可児市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

No	サービスの種類	質問概要	質問内容	回 答	回答日
12	訪問型サービス 通所型サービス	請求にかかる起算日	4月25日にチェックリストを実施した事業対象者が4月はサービスを利用せず、5月1日からサービスを利用開始する場合、請求にかかる起算日はいつからになるのか。	契約をしてもサービスを実際に利用していない場合は、請求することができません。したがって、4月中はサービスの利用が無いため、請求することができません。サービスを開始する5月1日が起算日となります。 なお、月途中でサービスを利用開始した場合、日割り計算の起算日は契約日です。この場合、契約日は4月25日となります。	5/22
13	訪問型サービス 通所型サービス	月途中で生活保護認定を受けた方の給付管理	週1回デイサービスを利用している要支援1の方から、生活保護を受けることになったと報告があった。認定日が20日ということだったが、その月は日割りして請求すればよいか。	生活保護併用被保険者の場合は、被保険者番号に変更ありませんので、同じ被保険者として生活保護期間分とそれ以外の期間に応じて一枚の明細書で請求してください。なお、生活保護単独被保険者の場合は、被保険者番号が変更となりますので、日数に応じてそれぞれの被保険者番号で請求してください。日割り計算の起算日は、生活保護の認定日です。	6/5